

企画競争説明書

業務名称： エチオピア国地熱開発試掘・能力強化プロジェクト
詳細計画策定調査

調達管理番号： 21a01136

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年7月20日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年7月20日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エチオピア国地熱開発試掘・能力強化プロジェクト詳細計画策定調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年9月 ～ 2024年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の18%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp、

担当者メールアドレス：Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 7月 27日 12時
2	質問への回答	2022年 8月 1日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 8月 5日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 8月 24日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼くだ

さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-

koji@jica.go.jpへ送付願います。

- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

（4）提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html）

（1）評価配点表以外の加点について

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第 2 章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第 1 条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「エチオピア国地熱開発試掘・能力強化プロジェクト詳細計画策定調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第 2 条 調査の背景・経緯

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）は、広大な国土（約 110.4 万㎡）とサブサハラ・アフリカ第 2 位の人口（約 114,963 万人、2020 年世銀）を有している。一人当たり国民総所得（GNI）は 890 米ドル（2020 年世銀）と低いが、近年の経済成長率は約 10%と急速な経済成長を遂げている。エチオピア政府は「成長と構造改革計画Ⅱ（Second Growth and Transformation Plan、GTP2）」において、総発電設備容量を 2020 年までに 17, 208MW に拡大し、その内 577MW は地熱発電とする目標を掲げていた。実際には 2020 年の総発電設備容量は 4,817MW であるが（2020 年 International Renewable Energy Agency）、エチオピアの電力需要は経済成長に伴い高い増加率で推移しており 2037 年には 25,000MW を設備容量が必要となると予測されている。エチオピア政府は将来的な国内電力需要や域内（東部アフリカパワープール）への電力輸出の増加を見据えており、総発電設備容量を 2040 年までに約 25,000MW まで拡張する必要性が指摘されており、その内約 1,200MW は地熱発電設備が想定されている。（2019 年 International Energy Agency）。

東アフリカ大地溝帯に位置するエチオピアは、地熱資源に恵まれ、その潜在的発電ポテンシャルは 5,000MW と見込まれている。エチオピア政府は、乾季の電力供給源の確保と将来の電力需要拡大に対応するために地熱開発を促進するべく、JICA に関発調査型技術協力「全国地熱発電開発マスタープラン策定プロジェクト」（2013～2015 年）（以下、「MP 調査」という。）を要請し、16 ヶ所の地熱開発有望地点の資源量評価とその開発優先度付けを行った。同政府は MP 調査も踏まえ、2016 年に「成長と構造改革計画Ⅱ（Second Growth and Transformation Plan、GTP2）」を策定し、地熱発電の設備容量を 2020 年までに 577MW とする目標値を掲げた。しかしながら、地熱開発の掘削事業に係る調達管理能力および地熱資源評価能力に課題を抱えており、地熱開発が思うように進まず、2020 年までの地熱発電設備容量は 7.3MW に留まっている。

そのような背景のもと、JICAはかかる課題を解決するために、将来の地熱開発を担う中核人材の育成し、エチオピアにおける地熱開発に貢献する事を目的に、エチオピア政府からの要請に基づき、技術協力「地熱開発試掘能力強化プロジェクト」（以下、「本事業」という。）を実施することとした。まず、地熱開発・人材育成計画を中心とした第1回詳細計画策定調査（2016年3月-5月）を実施し、同調査の結果を踏まえ、プロジェクトの枠組や実施に係る協議、掘削計画にかかる第2回詳細計画策定調査（2016年12月-2017年1月）を実施した。しかし、上記の調査の過程で、テンダホ地域が野生動物保護区内である可能性が判明したため、野生動物保護区に関する追加の情報収集が必要となり、第3回詳細計画策定調査を実施した（2018年11月-2019年1月）。その結果、追加調査が必要となり、今回の第4回詳細計画策定調査ではテンダホ2及び追加要請を受けたテンダホ3の環境社会配慮面での補完調査を実施する。

なお、プロジェクトサイトは、当初の要請で対象とされたテンダホーアイロベダ地域（以下、「テンダホ2」）とテンダホーアラロベタ地域（以下、「テンダホ3」）を想定している。テンダホ3に関しては、当初世界銀行がプロジェクトを実施していたものの、コロナ禍の感染拡大により、世銀はエチオピア国内の融資の一部をコロナ対策資金に振り分けた流れの中でテンダホ3への融資が中止された。その為、本事業の中でJICAが引き継いでほしい旨エチオピア電力公社（以下、「EEP」）から追加要請を受けたものである。

第3条 調査の目的と範囲

1. 調査の目的

本事業の案件形成を目的に、以下の調査を含む詳細計画策定調査を実施する。

- ① エチオピアにおける電源開発計画及び地熱開発の位置づけに関する情報の整理
- ② エチオピア電力公社が所有する資機材やエチオピアにおける掘削事業に関する情報収集
- ③ 対象地域における既存の掘削計画や土木工事計画に関する情報の整理
- ④ 環境社会配慮についての補完調査を含む詳細計画策定調査

2. 調査の範囲

詳細計画策定調査の内、環境社会配慮についての補完調査を実施する。

第4条 調査実施の概要

1. プロジェクトの枠組み

プロジェクトの枠組みとしては以下を想定している。

(1) プロジェクト名称

地熱開発試掘能力強化プロジェクト

- (2) プロジェクト実施機関
エチオピア電力公社（以下、「EEP」という。）
- (3) プロジェクト実施期間
3年間（2024年4月～2027年3月予定）
- (4) 対象地域（サイト）
プロジェクトサイト：テンダホ2、テンダホ3

2. 業務履行の確認プロセス

本業務は、「地熱開発試掘能力強化プロジェクト」の詳細計画策定調査の一環として、環境社会配慮に関して、現地調査及び協議への参加、情報収集等を通じ、報告書を取りまとめることを目的とするもので、業務履行に当たっては、十分発注者と協議行いつつ進めること。

なお、特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- (1) 調査計画（面談先、質問先、質問票等を含む）策定時
- (2) 実施機関・関係機関、他ドナー等への質問票の作成時
- (3) 実施機関・関係機関、他ドナー等への面談実施時、質問票の回収時
- (4) 詳細計画策定調査報告書（案）作成、及び取り纏め時

3. 詳細計画策定調査の団員構成

本詳細計画策定調査の団員構成実施体制は、以下の通り。

担当事項	所属、職位	備考
総括	JICA	
協力企画	JICA	
地熱開発計画	JICA	
地熱掘削	JICA	
土木	JICA	
評価分析	JICA	
環境社会配慮（環境）	コンサルタント	本契約
環境社会配慮（社会）	コンサルタント	本契約

4. 発注者からの便宜供与

発注者のエチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- 1) 実施機関・関係機関との面談準備等について、依頼文書が必要な場合、JICA エチオピア事務所により支援を行う。

- 2) オンラインでの面談を実施し、また先方の実施機関・関係機関においてオンライン会議環境が確保できない場合、適宜 JICA エチオピア事務所により支援を行う。

5. 調査実施スケジュール

2022年9月から2024年5月上旬にかけて本業務を通じて本格協力に必要な環境社会配慮に係る補完調査を行う。

6. ローカルリソースの活用

本業務の実施に当たり、調査全般にわたって、本項及び「第5条 調査の内容」を十分に踏まえ、現地人材の活用方法について技術提案書にて提案すること。現在想定しているのは、環境社会配慮に関する現地再委託であるが、ローカルコンサルタント、特殊傭人のいずれも可とし、契約に含めることとする。

(想定される現地再委託内容)

- ・環境社会配慮の現地補完調査

7. 環境社会配慮調査

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)に掲げる地熱発電セクターに該当することが想定されるため、カテゴリAに分類されている。についてはJICA環境ガイドラインに基づき、必要な調査・手続きを行うこと。

なお、本事業の対象サイトであるテンダホ2地域においては、「地熱開発のための情報収集・確認調査」(2017年)において、Environmental Social Impact Assessment(以下、ESIA)を策定済みであり、テンダホ3地域においては、Icelandic International Development Agency(以下、ICEIDA)の支援によりESIAを作成済みである。そのため、本調査はそれら既存の調査の補完調査となる。なお、必要な補完調査に係る現地再委託は、エチオピア国内においてESIAを実施することを公的に承認されている企業のみとする。

なお、調査の進め方については、同時並行で対象サイトの調査を進めることを基本とする。

第5条 調査実施の留意事項

アフアール州への渡航はローカル人材を前提とし、十分な安全確認と安全対策のもと進めることとする。邦人、第三国国籍者の渡航は行わない。ただし調査実施期間中に安全対策措置が改訂された場合は、その定めによる。

第6条 調査の内容

1. 調査計画の検討

下記2.に関する調査について、既存の資料を把握し、調査計画、方針(各調査項目の情報収集方法を含め)、面談先、調査実施スケジュール等を検討する。

2. 環境社会配慮についての調査

(1) 環境影響評価についての調査

テナダホ 2 地域およびテナダホ 3 地域について、既存の環境アセスメント報告書の補完調査を行う。

① 既存の環境アセスメント報告書のレビュー

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月))に基づき、テナダホ 2 地域およびテナダホ 3 地域においての既存の環境アセスメント報告書(テナダホ 2 地域においては JICA の支援により 2016 年 8 月作成、テナダホ 3 地域においては ICEIDA の支援のもと、世界銀行のセーフガードポリシーに基づき 2020 年 9 月作成)のレビューを行う。

なお、環境アセスメント報告書のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーP4.01 Annex B に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。環境アセスメント報告書に含まれるべき調査項目は、以下のとおり。

ア) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。自然環境については乾季・雨季の全期間におけるベースラインデータの有無を確認し、不足する場合は追加調査を行う。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。既存のデータが古い場合はデータの更新を行う。

イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- b) JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との乖離及びその解消方法
- c) 関係機関の役割

ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

エ) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

キ) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者¹、協議方法・内容等の検討)

② レビュー結果に基づく補完調査の実施

上記ア)に関して、既存の報告書に不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を行う。不足している内容としては、具体的には各サイト以下の補完調査が想定される。その他に必要な調査がある場合には、別途、提案する。

ア) テンダホ2地域

本サイトは保護区を回避することが難しい可能性が考えられるため、保護区に関する追加情報収集及びJICA環境ガイドライン(2010年4月)上の保護区の該非の確認。また、貴重種の生息が考えられ、生態系に関する追加情報収集と影響確認(重要な自然生息地の該非確認を含む)。JICA環境ガイドライン(2010年4月)上の保護区を回避できないに該当する場合は、環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(以下、FAQ)に記載の「例外的に保護区で事業を実施するための5条件」の充足の確認を行う。重要な自然生息地に該当する場合は、FAQに記載の「重要な自然生息地で事業を実施するための3条件」の充足の確認を行う。

イ) テンダホ3地域

本サイトについては、保護区に該当するか不明瞭のため、保護区に関する追加情報収集及びJICA環境ガイドライン(2010年4月)上の保護区の該非の確認。また、貴重種の生息についての追加情報収集と影響確認(重要な自然生息地の該非確認を含む) JICA環境ガイドライン(2010年4月)上の保護区を回避できない場合は、FAQに記載の「例外的に保護区で事業を実施するための5条件」の充足の確認を行う。重要な自然生息地に該当する場合は、FAQに記載の「重要な自然生息地で事業を実施するための3条件」の充足の確認を行う。

またレビューの結果必要であると認められる場合には、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。

(2) 先住民族文書

テンダホ地域では、アファール族への影響が懸念される。テンダホ・テンダホ2地域とテンダホ3地域においては、世界銀行セーフガードポリシーP4.10の先住民族の4要件を確認し、JICA環境ガイドライン(2010年4月)上の先住民族に該当し、影響が想定される場合は先住民族計画案の作成を支援する。

¹ 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

① 先住民族計画の作成

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、先方政府による先住民族計画(IPP: Indigenous Peoples Plan)案の作成を支援する。また、環境社会配慮助言委員会に「先住民族計画案作成方針」及び「先住民族計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

なお、先住民族計画案には、世界銀行セーフガードポリシーP4.10 Annex Bに記載ある以下のア)～ク)の内容が含まれる必要がある。

既存のモノが存在する項目はレビューを行ったうえでIPPに含め、存在しない場合は策定する。

ア) 社会アセスメントの結果

➤ 社会アセスメントを実施し、以下の a)～e)を明らかにする。

- a) 先住民族に関する現地法制度、組織体制
- b) 事業地域の概要
- c) 対象先住民族に関する基本情報収集(人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や資源等)
- d) ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法(当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法を提案すること)
- e) プロジェクトの影響(負の影響のみではなく、正の影響も含む)及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

イ) コミュニティとの協議²の要約

- 本詳細計画策定調査期間、過去の世界銀行のプロジェクト形成段階において実施された、影響を受けると想定される先住民族コミュニティの協議結果の要約を含める。コミュニティに十分な情報を提供した上で自由な事前の協議を確保し、その上で当該プロジェクトに関してコミュニティからの広範な支持を得た協議内容の要約を含める。(世界銀行セーフガードポリシーP4.10 AnnexA)
- 協議では、当該先住民族が理解できる言語と先住民に受容される様式による説明が行われることが必要である。
- 協議を実施する際は、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議となるよう文化的に適切な手法で開催されることが必要である。住

² 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

民協議実施方法を工夫し(女性や老人が参加しやすい環境の提供、協議実施を支援する本調査の現地再委託の活用、外部有識者によるモニタリング体制の構築等)、プロジェクトに関する情報は、潜在的な負の影響も含めて全ての関連情報を提示する必要がある。

- 住民の意見を十分に確認するために、同一コミュニティを対象に、実施機関の職員が同席せず先住民族計画案の作成支援を行う現地再委託先のみにて実施される協議及び実施機関の職員が同席する協議の 2 段階の協議が行われることが望ましい。

ウ) コミュニティとの協議実施枠組み

- プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議を確保するための枠組み。(世界銀行セーフガードポリシーP4.10 の第 10 項を参照)

エ) 先住民族がプロジェクトの利益を享受するためのアクションプラン

- 必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するための方策を定めたアクションプランを含める。

オ) 潜在的な負の影響の回避、緩和、代償するためのアクションプラン

- 先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避し、最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策を定めた適切なアクションプランを含める。

カ) IPP の費用見積り及び資金調達計画。

キ) 苦情処理手続き

- プロジェクトの実施により影響を受ける先住民族コミュニティから生じた苦情に対処するための、当該プロジェクトに適切で利用しやすい手続きを含める。苦情処理手続きの計画立案に際して、実施機関は、法的手段や先住民族の慣習的な紛争処理メカニズムの利用可能性を考慮しているか確認の上、IPP に含める。

ク) モニタリング

先住民族計画の実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズム及び基準を含める。モニタリング及び評価のメカニズムには、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分に情報を提供した上での協議が含まれている必要がある。

3. 環境社会配慮助言委員会の開催支援

本事業は JICA 環境ガイドライン上の環境カテゴリ A に分類されており、詳細計画策定調査の内容は、JICA 環境社会配慮助言委員会に諮る必要がある。スコア

ピング案段階の助言委員会ワーキンググループの開催に必要な資料の作成、ドラフト・ファイナルレポートの関連情報の整理及び説明資料作成等の支援業務を行う。

また JICA 環境社会配慮助言委員会にて指摘を受けた助言に対するフォローアップを行う。

4. 報告書の作成

上記調査の結果について整理し、ファイナルレポート(案)として取り纏める。

なお、環境社会配慮については、国際協力機構環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。

第7条 成果品等

作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、2024年4月19日を提出期限とする。

(1) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：情報公開用の環境社会配慮調査結果(案)、及び収集資料一式

提出時期：2023年11月上旬

部数：和文2部、英文3部、簡易製本および電子データ形式

(2) ファイナルレポート

記載事項：調査概要と(1)に対して JICA からのコメント等を反映した最終版

提出時期：2024年4月19日

部数：和文2部、英文3部、製本および電子データ形式

別紙1：目次案

別紙2：プロポーザルにて提案を求める事項

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査目的

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の目的
- 1-3 調査団の構成
- 1-4 調査日程

第2章 環境社会配慮

- 2-1 環境影響評価
- 2-2 先住民族計画

付属資料

- 1. 調査日程
- 2. 面談者リスト* (評価分析団員分除く)
- 3. 面談録一式* (評価分析団員分除く)
- 4. ローカルコンサルタントのリスト*
- 5. 収集資料リスト* (評価分析団員分除く)

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	現地渡航における安全管理体制	第5条 調査実施の留意事項(P.9)
2	調査の業務フロー	第6条 調査の内容 1. 調査計画の検討(P.9)
3	既存情報の確認／スコーピングにおける留意点	第6条 調査の内容 2. 環境社会配慮についての調査 (1)環境社会配慮についての調査 ①既存の環境アセスメント報告書のレビュー(ア)～(ウ)(P.10)
4	現地再委託先選定についての留意点と分掌	第6条 調査の内容 2. 環境社会配慮についての調査 (1)環境影響評価についての調査 ②レビュー結果に基づく補完調査の実施(P.10)
5	補完調査実施における留意点	第6条 調査の内容 2. 環境社会配慮についての調査 (1)環境影響評価についての調査 ②レビュー結果に基づく補完調査の実施(P.10)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：環境社会配慮に係る各種調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／環境社会配慮(環境)
- 環境社会配慮(社会)

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.08 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／環境社会配慮（環境））】

- ① 類似業務経験の分野：環境配慮に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：エチオピア国及び地熱資源を有する開発途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：環境社会配慮（社会）】

- ① 類似業務経験の分野：社会配慮に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年9月より調査を開始し、2024年4月上旬を目途にファイナルレポートを提出する。再委託を最大限活用し効率的な現地渡航を計画すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約4.08人月（現地：2.12人月、国内1.96人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／環境社会配慮（環境）（3号）
- ② 環境社会配慮（社会）（3号）

3) 渡航回数を目途 一人の団員あたり2回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 環境社会配慮の現地補完調査

- 環境社会配慮におけるベースラインにかかる不足データの現地補完調査
- ステークホルダー分析支援及び、ステークホルダー協議の開催支援。
- テンダホ2において保護区に関する追加情報収集及び、生態系に関する追加情報収集。

- テンダホ3において保護区に関する追加情報収集及び、貴重種の生息についての追加情報収集。
- テンダホ3において対象先住民族に関する基本情報収集、またプロジェクトの影響及び影響を受ける人々の情報収集。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- [「全国地熱発電開発マスタープラン策定プロジェクト」ファイナルレポート](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンタパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

安全対策措置が改訂され、アフール州への渡航を計画する場合は、JICAと相談の上行う事。

現地業務に先立ち「JICA安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

参考 URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を計上してください。

- 1) 現地再委託費（環境社会配慮の現地補完調査）： 20,000 千円

（4）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／環境社会配慮（環境）</u>	(34)	(—)
ア) 類似業務の経験	13	—
イ) 対象国・地域での業務経験	3	—
ウ) 語学力	6	—
エ) 業務主任者等としての経験	7	—
オ) その他学位、資格等	5	—
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(—)
ア) 類似業務の経験	—	—
イ) 対象国・地域での業務経験	—	—
ウ) 語学力	—	—
エ) 業務主任者等としての経験	—	—
オ) その他学位、資格等	—	—
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(—)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	—
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>環境社会配慮（社会）</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

以上